

## 松山地方裁判所委員会（第41回）議事概要

### 1 日時

令和6年5月31日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

松山地方裁判所大会議室

### 3 出席者（地裁委員につき五十音順、敬称略）

（地裁委員）秋山剛克、石橋英典、稲井良介、奥村敏仁、菊池浩也、  
坂本敦志、高村靖、寺尾智子、福田修久、宮部高至、山口和子

（説明者）井上隆志事務局会計課長、藤田亮祐事務局会計課課長補佐

（事務担当者）佐伯直哉事務局長、山本隆祥事務局総務課長、  
石村信幸事務局総務課課長補佐

（オブザーバー）中村哲郎民事首席書記官、中原真哉刑事首席書記官

### 4 議事

テーマ「自然災害対策について」

#### (1) 開会及び委員の自己紹介

#### (2) 委員長を選出

福田修久委員を委員長に選出した。

#### (3) 委員長あいさつ

#### (4) 説明者による説明

井上課長及び藤田課長補佐が、自然災害対策について説明を行った。

#### (5) 意見交換要旨（■委員長、□委員、○説明者、●オブザーバー、△事務担当者）

□ 今年4月にあった愛南町の震度6弱の地震の対応について、裁判所として何か反省点はありますか。

○ 幹部職員の連絡先の共有について、地裁と家裁間の連携が十分でなかったところがありました。そこで、地家裁の幹部職員でLINEグループを作成

し、連携がとりやすいようにしました。

□ 能登半島地震では被災地はトイレに困るという事態が発生していましたが、裁判所でも簡易トイレは備えられていますか。

○ 簡易トイレは、100個入りを12セット備えています。

□ 開庁判断の前提として、全体の職員の出勤の可否等を把握した上でバックアップの態勢を検討したり、組織的ルールや建物の構造なども押さえておくことが必要だと思います。

○ 今年4月の地震の際は、愛南簡裁や宇和島支部の全体の人員数、出勤が可能な人員数を確認して対応しました。松山地裁では、庁舎の規模や出勤可能な人員数等を総合的に考慮して開庁の判断をしています。

■ 宇和島支部には松山から通っている職員もおり、電車やバスの運行状況、車での通勤の可否なども踏まえて開庁の判断をしました。

□ 災害に備えてのハード面について、私の勤務先では、非常用発電機、指示板、衛星電話、電源車などが備えられていますので、紹介します。

○ 裁判所ではアナログ回線によって停電時でも利用可能な電話を設けており、また、通常の電話についても交換機のバッテリーによって一定期間電話が使えるようになっています。衛星電話も備えています。電源に関しては、ガソリンなどを利用した2つのインバーター発電機を整備しています。

□ 私が所属する業界の組合では愛媛県と協定を結び、災害時に利用者や周辺の方に対する様々な援助が提供ができるようにしています。また、毎年、消防署や近隣の各組合、自治会、学校なども参加して合同防災訓練も実施しています。さらに、組合所属の各施設に1名ずつ防災士を置き、その講習費用を組合から補助することで、通常業務では学べない防災のポイントがわかる人を組織内に置くことができます。その他、電話、携帯電話、インターネット回線の不通に備え、安否確認のためにアマチュア無線のアンテナを周辺地域内に据え、組合から講習費用を補助して主要な施設にアマチュア無線の免

許のある人を置き、組合が一部補助をして携帯用アマチュア無線機器を備えています。以上のように、能登半島地震のような孤立化が起こり、インターネット回線の利用も厳しいという想定のもと準備をしています。

○ 裁判所においては、来庁者で帰宅できない方がいた場合は裁判所に留まることを想定しており、備蓄品、寝具、簡易トイレなども職員だけでなく来庁者にも対応できるようにしており、来庁者の見込みを考慮して備蓄品などの数量も決定しています。来庁者の避難に関しては、担当する職員が庁舎内を見回り逃げ遅れがないかも確認しながら、避難誘導することになります。

□ 大規模災害が発生した場合の裁判手続中止の判断の流れについて、教えてください。

● 裁判手続期日の取消しについては、最終的な判断は裁判官が行います。通信機器が使える場合は書記官から当事者などに通知し、通信機器が使えない場合は、例えば高松高裁に期日の取消についてホームページで知らせてもらうなど、別の庁に依頼をします。

□ 裁判所において、災害時の優先再開業務は個別に判断するのですか。

● 民事事件でいうと、保全、保護命令、執行停止などは緊急性を要するものとして優先再開業務となります。

□ 裁判所において、優先再開業務を最終的に決めるのは誰ですか。

△ 当庁の定めにより想定しているものがありますが、それ以外は裁判官が個別に判断します。

□ 裁判所は、個別の裁判は裁判官が権限を持つ一方、上級庁も存在するという組織ですので、東日本大震災のときのような裁判所が影響を受けた事例を参考にし、どうしようもない大災害とそこまでではない災害は根本的に分けて考えるべきだと思います。

□ 開庁できるようなレベルなら、人員をあてがってどうにか対応できると思いますが、例えば、東日本大震災のような大災害により松山地裁本庁が壊滅

的な被害を受けた場合のようなことは考えているのでしょうか。

- 高松高裁管内の大規模地震等対応連携計画によって、松山地裁本庁が壊滅的な被害を受けた場合は、上級庁である高松高裁や最高裁と連携することを想定しています。裁判を近隣の裁判所で実施することも考えられると思います。
- 庁舎については、震度6から7に耐えうる建物作りをしています。また、事件の関係では、高松高裁でも事件情報は見ることができます。また、高松高裁からの職員の派遣がないわけではありません。
- 高松高裁では事件記録を見ることができるのですか。
- 事件のシステムによっては、事件情報を中央サーバで管理しているものもあり、その場合は、高裁でも優先順位の高い事件の対応や指示などができます。
- システム管理している事件情報について、こういった期日が開かれたかなどはわかりますが、記録自体は高裁では見えません。記録は松山地裁にあり、庁舎が損壊した場合は瓦礫から掘り起こすということになりますが、当事者が持っている記録から復元するという事も考えられます。デジタル化で書面をデータ管理できるようになれば、災害時には役に立つと思います。
- 本社機能が失われたときに、どこに移転、権限移譲するかを事前に決めておかなければ、国から作成を求められているBCP計画としては認められません。裁判は各裁判官が判断するものであるため、これに当てはまるかどうかわかりませんが、これほど災害が多い状況では、この点について裁判所においても考慮されるべきこともあるのではないかと考えます。
- 地震とそれ以外ではダメージが違いますので、災害を分けて考える必要があります。水害では水浸しになった物などは廃棄しなければなりません。また、裁判所としての機能だけでなく、その周辺で何が起きているか把握することはセットで考える必要があると思います。近くに山や川があるかなどの

各庁舎の立地も考えなければなりません。地震発生直後に電気やパソコンが使えるかを確認するのか、翌日から手を付けるのかでは全く違ってきますので、開庁までの準備の期間をどう過ごすかが初動対応としては重要だと思います。

- 裁判所で実施している初動対応訓練では、各所で地震による水害が発生した想定で、情報収集や本部の判断、被害庁舎への指示の流れについて訓練しています。また、松山地裁本庁の敷地内の池から水があふれ地下に浸水したことがあり、今はコンクリートを積むなど対策を取っています。更に4月の地震の際には、地震発生後すぐに、愛南簡裁や宇和島支部に登庁可能な職員に庁舎の被害状況を確認してもらい、翌日の開庁見込みを確認しました。

■ 裁判所では非常時参集要員も決めています。

- 災害時の備蓄品について、品目や数量の決め方はどうなっていますか。女性の意見なども取り入れていますか。

- 上級庁から示されて決定しているのではなく、最高裁や高裁の情報を参考にして、基本的には地域の交通事情や庁舎規模を踏まえて各庁で判断して決定しています。松山地裁では愛媛県や松山市作成の基準を参考に決定し、人口変動などを踏まえて見直しています。基本的には会計課で作成したものについて、本部の決裁を得ています。

(6) 次回テーマ及び期日

身近な裁判所としての簡易裁判所

令和6年11月14日（木）午後2時30分